社会福祉法人地蔵会役員の報酬等に関する規定

（目的）

第１条　この規定は、社会福祉法人地蔵会（以下「法人」という。）の役員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

２　第三者委員及び評議員選任・解任委員に対する報酬に関しても、この規定を準用する

（定義）

第２条　この規定で役員とは、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員、第三者委員をいう。

（理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員の報酬等）

第３条　理事会又は評議員会に出席した役員等に対しては、別表１に定める報酬及び実費弁償費を支給することができる。 なお、各年度の報酬の総額が 60 万円を超えない範囲で報酬等を支給することができる。

２　評議員選任・解任委員が評議委員選任・解任委員会に出席したときは、別表１により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

３ 理事会又は評議員会がテレビ会議、電話会議を含む一堂に会するのと同等の相互に十分議論を行うことができる方法によって開催された場合の報酬は、前項に準じて支給することができる。

４ 理事会又は評議員会が法人定款又は法人定款細則に定める決議の省略による方法 によって開催された場合は、報酬を支給しない。

５　交通費の実費が実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

６　報酬等の支給については、現金または振込みにて支給するものとする。

（役員等の勤務報酬等）

第４条　理事及び監事が役員会以外の日において、法人及び施設の運営状況の指導または、監査の業務を行った場合は、報酬を支給しない

２　第三者委員が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表１により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

（報酬等の支給方法）

第５条　第３条及び第４条第２項に規定する役員等の報酬は、法人・施設 運営のための業務にあたった都度支給する。

２ 報酬等は、現金及び本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

４ 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

（改正）

第６条　この規定を改正する必要が生じた場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附　則

この規定は、平成２９年６月１日から施行する。

この規定は、令和７年６月２８日から施行する。（前規程の第３，４条を修正）

＜役員等に対する報酬支給基準＞

別表１（第３条関係）

名　　称	報　　酬	実費弁償費
理事会・評議員会出席報酬	10,000 円＋源泉所得税	5,000 円＋源泉所得税
決議省略の場合	報酬なし	なし
監事監査指導報酬等	10,000 円＋源泉所得税	5,000 円＋源泉所得税
苦情対応第三者委員	10,000 円＋源泉所得税	実費
評議員選任・解任委員	10,000 円＋源泉所得税	実費

※別表１の支給額は、報酬より当該年度の給与所得の源泉踏襲税額表（日額表）を適用し、源泉徴収後の金額となる

＜令和７年度＞

① (給与の総額) － (給与の総額) ×3．063％ ＝10，000円

(給与の総額) ×（100％－3．063％）＝10，000円 → 10，000円 ÷96．937％ ＝ 10，315円
↑96．937％

総額 10，315円　源泉所得税 315円

② (給与の総額) － (給与の総額) ×3．063％ ＝5，000円

(給与の総額) ×（100％－3．063％）＝5，000円 → 5，000円 ÷96．937％ ＝ 5，157円
↑96．937％

総額 5，157円　源泉所得税 157円